

川口市成年後見センター

認知症の高齢者や障がいのあるかたが住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らせるように、川口市成年後見センターでは、お手伝いをしていきます！！

川口市成年後見センターが行う主な業務

相談・手続き支援

- 判断能力が不十分なかたの生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について考えます。
- 成年後見制度の利用が必要なかたやそのご家族などに申立ての説明や支援を行います。

※相談は無料です。

ただし、成年後見制度利用手続きに関する諸費用はご負担いただきます。

※社会福祉士等の有資格者や高齢者・障がい者などの相談援助経験が豊富な職員が対応します。



普及・啓発



- 市民のかたに対して「成年後見制度」の理解を深めるためのセミナーなどを開催します。

市民後見人の養成



- 市民後見人候補者の養成研修やフォローアップ研修を行います。

※市民後見人とは、判断能力が不十分なかたが、地域で安心して暮らせるように、被後見人などの立場になって生活を支援していく親族以外の市民による後見人をいいます。

まずは、お気軽にご相談ください！！

開所日 月曜日～金曜日（休日・年末年始は除く）
開所時間 8時30分～17時15分

【問い合わせ】

〒332-0031

川口市青木3-3-1 青木会館内 2階

「川口市成年後見センター」

TEL：048-240-0410 FAX：048-240-0411

この事業は川口市が社会福祉法人川口市社会福祉協議会に委託しています。



川口市

こんなことありませんか？

- 認知症の父親のお金を娘の私が管理しています。銀行で親の預金の払い戻しをしようとしたら、銀行から「親族でもかわりに手続きをすることはできない」と言われてしまいました。
- 知的障がいの息子にかわり、母親の私が福祉サービスの手続きを代理で行おうとしたら、職員から「家族でも手続きをすることはできません」と言われてしまいました。
- 最近、頻繁な訪問販売や悪質商法の被害を受けてしまいました。

こんなとき、『成年後見制度』について考えてみませんか？

せいねんこうけんせいど 成年後見制度とは？

判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが、契約行為や財産の管理など不利益が生じることがないように地域で安心して暮らせるよう、ご本人を保護し支援する制度です。中でも法定後見制度とは、本人や一定の親族などが家庭裁判所に申立てをし、本人の判断能力に応じ「後見人」「保佐人」「補助人」が選任され、法律上の権限に基づいて支援する制度をいいます。



<法定後見制度の流れ>

本人の判断能力が

常に欠けている

通常、日常の買い物など、自分で行うことができず、誰かの手が必要な人。

著しく不十分

日常の買い物程度は自分でできるが、重要な財産管理については、援助を受ける必要がある人。

不十分

重要な財産管理について、自分で適切に行うことができるか心配な人。

家庭裁判所に後見・保佐・補助開始の申立て

後見人選任

保佐人選任

補助人選任

※成年後見制度には他にも任意後見制度という制度があります。